2025.11.7　第5回SD会議資料

障害のある学生への配慮および支援のためのガイドライン

函館短期大学　学生委員会

１．はじめに

全国の大学において、障害のある学生、障害があることなどを理由に特別な配慮を必要とする学生（以下，障害学生と略す）の在籍数が年々増加する傾向にあります。それに伴い、各大学においては障害学生の受入れや修学支援体制の整備が急務となっています。

本学においては、発達障害、病弱・虚弱（アトピー性皮膚炎、癲癇、メニエール病、蓄膿症、心疾患、ネフローゼ症候群、難聴等）、指定難病受給者、肢体不自由者を受け入れてきましたが、今後このような学生が増えることが見込まれ、支援体制の整備（障害者用トイレの設備等を含む）が強く求められています。

我が国は平成 19 年 9 月、国連の「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」に署名、平成 25 年 12 月に批准しました。そしてそれに合わせた法整備が進められ、平成 25 年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）が制定され（平成 28 年 4 月 1 日施行）、令和 3 年 5 月に改正されました（略称：改正障害者差別解消法）。障害者差別解消法では先の障害者権利条約の内容を踏まえ、障害者への差別的取扱いの禁止と障害者に対する合理的配慮の不提供の禁止が盛り込まれており、民間事業者はそれが努力義務とされていましたが、改正に伴い、令和６年４月１日より私立大学においても義務となりました。

こうした動向を踏まえ、本学においては現在、本学に在籍する障害学生への個別支援を行いつつ、全学的支援体制についての検討・整備を進めているところです。障害のある学生のなかで、小・中・高校までに何らかの支援を受けてきた学生の場合は、早い段階で大学側に配慮を求めてくることがあります。一方で、大学入学後適応上の困難や躓きが生じて初めて、自身の障害（特徴）に気付く学生もいます。そのような場合、周囲の学生や教員からの働きかけがきっかけとなって支援に繋がることが多く、周囲の協力が非常に重要になっています。

大学における授業には教室での座学以外にも演習・実習・フィールドワークなど多様な形態があり、大学入学以前と大きく異なる状況に直面するため履修に伴う困難はより大きなものとなります。このため、大学に入学した障害学生が障害のない学生と同様に授業を履修し単位を得て卒業に至るには、個々の状況に応じて合理的配慮が必要となります。合理的配慮による支援には教職員の方々との協働は必須のことであり、ご理解とご協力をお願いいたします。

障害の特性等により適応上困難が生じる場面や度合いは異なり、学生のニーズも一人一人異なるため、支援のあり方も一律ではありません。また、教職員は学生からの要望のすべてに応えることができるとは限りません。

本ガイドラインは、特別な配慮を必要とする学生に対して教職員が行う対応や指針についてまとめたものです。ここに記載した内容では対応に不十分なケースや、もっと別の方法が最適となるケースもあると思われます。 その場合にも当該学生にとって最適となる対応を教職員・学生部・学生が協力して見つけ出し、支援する事が大事なこととなります。また、支援を要する範囲は授業場面を超えることもあります。そのため、本学すべての教職員の協力をお願いするところです。

２．　障害学生への支援の基本方針

〇障害学生からの要請（申請）に基づいて、成長・自立の妨げにならない範囲で、障害の為にできない部分について必要な支援を行う。

〇授業を担当する特定の教員だけが個別に対応するのではなく、関係部局や事務職員も含め全学で支援する。

〇障害学生を一般学生と最初から区別することを前提とするのではなく、障害の度合いに応じた対応を行う。一般学生と同じ場で学習できるよう環境作りや配慮を行う。

〇成績評価に対し、障害学生の評価基準を下げる必要は無いが、視聴覚障害学生への情報伝達の方法や、出席できない場合への配慮、試験時間の配分など障害の度合いによって不利益を被ることがないよう配慮を行う。

〇実験科目や実技科目においては、ケアできる環境（人材及び設備）を整備していくことは必要であるが、すぐには対応できない場合などには、状況を適宜考慮し、代替え履修項目を検討するなど、単位認定において障害学生の不利益とならないような方策を立てる。

３．　支援内容について

障害学生に対する支援内容は学生それぞれで異なるため、担当授業の履修者の中に該当する学生がいた場合は、学生が抱える困難や状況に応じた配慮をお願いいたします。また、授業中における支援については、その科目の担当教員が責任を持って実施することになりますが、障害学生からの申請に応じて学生相談組織（「学生相談組織」のフローチャート参照）や所属部局の学生支援対応関係者とも協力して支援体制を整えることになります。

実際に授業が進んでいく中で問題や不安が生じた場合にも、学生相談組織にご相談ください。担当教員とも協力して対応を図ります。

４．　支援の具体例

（１）　障害のある学生全般に共通する配慮の例

１）　通常の授業に対しての配慮

①授業への出席

通常の学生と同様に、授業を受けることが望まれます。ただし、学生によっては特別な配慮が必要な場合がありますので、その際には担当の先生のご協力をお願いします（例えば、体調や通院等の理由により授業に出られなかった場合に、代替えの日や課題等を準備する等）。

②優先席の設置と利用

各教室の前側出入り口近傍に、優先席スペースを設けます。肢体不自由のある学生、聴覚障害で声が聞きとりにくい学生、適宜トイレや服薬を必要とする学生には優先席の利用をお勧めください（強制ではありません。利用するかどうかは当該学生の希望によりますが、授業進行上、やむを得ない場合は優先席を指定してください）。

③出席点に対する配慮

精神的な障害、心理的な状況で出席できない学生への配慮をお願いいたします。対応をお願いする学生については学生相談組織及び教務係より連絡をいたしますので、欠席に対して負の評価を与えないようお願いします。

出席に対して配点をしている授業がありますが、授業出席点を学生に与えるのは授業に

出ることができるのに出てこない学生に出席の意欲を喚起するための方便です。本来、出席したことだけで点を与える出席点評価は正しい評価法ではなく、あくまで授業の目的とする教科の理解を学生が達成しているかに対して評価点を与えていただくようお願いします。これは実習や実験・実技科目においても同様にご配慮をお願いします。

２） 試験に対する配慮

①試験監督

障害学生が出席している授業を行っている教員が試験監督をする場合が多いのですが、もし異なる場合には試験監督者に対して、当該学生への配慮を指示するようお願いします。

②試験の開始と終了

視聴覚障害学生をはじめとして、開始時と終了時が明確に分からない場合があるため、音声や板書・パネル等の利用によって「始め」や「やめ」の指示が正確に伝わるようにしてください。

③別室受験

例えば問題文の読み上げが必要となる、筆記に時間がかかる等の理由により他の学生と同室での受験が困難な学生に対しては、同時間帯に別室で受験をする、時間を延長する等の対応が必要となります。その場合は学生相談組織まで対応についてご相談ください。

（２） 障害の種別や特性に応じた配慮の例

１） 視覚障害のある学生への配慮

ほとんどの視覚障害学生は、黒板に書かれた文字やスクリーンに投影されたパワーポイントのスライド、ビデオ画面などを読む（見る）ことができません。授業に用いるパワーポイントや配布資料などは、テキストデータを事前に提供することが望まれます。そのことにより、データを点訳したり学生が自分のパソコン上で音声に変換したりして内容を理解することができます。また、授業で使用する教科書や参考図書の情報を早めに提供することも大きな助けとなります。

視覚障害の中でも「弱視」にあたる学生の多くは、文字を拡大したり、弱視レンズや拡大読書器などの視覚補助具を活用したりして視力を補っています。また、明るい照明を必要とするため、机上に個別照明器具を設置することを認めるといった配慮も考えられます。パワーポイントの内容は見えづらいため、プリントにしていただくか事前にデータを提供していただけると良いと思われます。一方、明るさに順応しにくく室内でもサングラスが必要な学生もいます。 その場合はパソコンの画面やプリントで白黒を反転させるなどの工夫が考えられます。

授業場面では、教員は可能な限り指示語を使わず、具体的な言葉を用いながら説明を行うことが望まれます。

視覚障害には、一部の色彩の知覚に障害がある「色弱」と呼ばれるものもあります。生活の中では信号機の色が分からない、強調によく使われる赤が目に入ってこない、赤いチョークの文字が読めないといった不自由さがあります。そのため学内では、チョークは白と黄色を基本とする、レーザーポインターは緑色のものを使用する、棒グラフ、円グラフなどを作成する際に境界線を入れる、凡例を書き込む、スライドで用いる色の種類を極力少なくし、明確に異なる色を使用するなどといった配慮があると良いと思われます。

２） 聴覚障害のある学生への配慮

授業中に話される先生の言葉を、ノートテイクやパソコンノートテイクにより文字化することで、授業に関する情報を得ることを保障することができます。その場合、支援スタッフやボランティアが 1～3 名で支援することになります。それでも、文字化できる情報量は、ノートテイクの場合で話し言葉の 2 割程度、パソコンノートテイクの場合でも、5～7 割程度です。ゆっくり話してもらうことで、保障できる情報量は多くなります。

また、学生が装着している補聴器に、教員の声を直接届けることができる特殊なマイクの使用を求める場合があります。

聴覚障害のある学生に対して、授業内容をまとめた資料は役に立ちます。 レジュメ等、視覚で受けとることのできる情報は、聴覚障害学生がより正確に授業内容を把握できるだけでなく、ノートテイカー（支援者）にとっても、より正確な情報を伝えるために非常に有用です。テスト範囲や提出物の期限等、重要な内容は板書やプリント（印刷物）で伝えてください。支障がない場合には、 授業の録音を許可して頂くことが考えられます。

３） 肢体不自由のある学生への配慮

四肢や体幹に永続的な姿勢運動障害がみられるのを肢体不自由と呼びますが、状態像やニーズは障害を受けた部位や程度によってかなり個人差があります。

キャンパス内には様々な傾斜や段差があり、それらを回避しながら移動すると目的地までの動線が長くなる場合があります。教室間の移動に時間がかかる、トイレに時間を要するなどの事情により遅刻して教室に入って来ても学生に不利にならないような配慮が必要になります。教室では優先席を確保したり、授業や演習の途中で動いたり立ったりする場面ではできるだけ移動を少なくするなどの配慮をお願いします。

授業中、配布物が行き渡っているか丁寧に確認する、読み込む作業や量が多い資料は事前にデータを送付するといった配慮も考えられます。

また上肢障害により、筆記が困難であったりキーボードの操作に時間がかかったりする場合があります。提出物については時間的に余裕を持たせる、また紙媒体を電子媒体に替えることを認めるといった対応が考えられます。

４） 病虚弱の学生への配慮

心臓・呼吸器・腎臓などの内臓疾患、膠原病、糖尿病、神経・筋疾患など、治療が長期間にわたる疾患を抱える学生や内臓機能や免疫機能に障害のある学生が支援の対象となります。外見上は健康な学生と区別がつかないかもしれませんが、継続的な通院や服薬などの治療を必要とし、治療を受けていても発作が起きたり体調不良になったりすることもあります。学生本人は周りに同じ立場の人がいないため孤独を感じる、あるいは修学上の不安を感じることもあるようです。

疾患により症状や状態像はさまざまですが、共通することとして定期的な検査や通院・入院のため、授業の欠席が多くなる場合があります。その際に欠席扱いとしないことや、代替えの課題を準備するなどの配慮が求められます。また運動制限を受けている場合もあるので、実技以外の代替えの課題を準備することなども考えられます。

５）　発達障害のある学生への配慮

他の障害の場合と同様、障害の特性は一人一人異なります。個々のニーズに合わせた支援が求められます。学生本人だけでは、自分のニーズを説明することができない場合が通常ですので、丁寧な聞き取りが重要になってきます。

授業に際して、話を聞きながらノートを取る作業を同時にこなすことが困難な場合があります。修学上の支援として、支障がない場合には授業内容の録音を許可する、詳しい配布資料を準備すること等が考えられます。また、こだわりが強く、決まった席でないと座れない、集団の中で試験が受けられないという学生の場合は、座る席や別室受験に関する配慮が必要となることもあります。口頭中心の説明をよく理解することや、状況の変化に柔軟に対応することが苦手な面があるため、実験や実習において手順どおりにできない場合や教室や時間の変更に対応できないことがあります。重要な内容については余裕をもって事前に印刷物等、目で確認できるものによって伝える、視覚的教材を使ってなるべく具体的な説明を心がける等の対応をお願いします。

集団での話し合いや討論の場面では、自分の意見がなかなか言えなかったり、逆に言い過ぎてしまったりする場合がありますので、事前に議論のルールを明確に決めておいたり、ルールの学習を援助していくことが大切となります。

普段は他の学生と変わらない対応でも大丈夫ですが、苦手な刺激を受けた場合や予測していなかった場面に遭遇したり、強いプレッシャーを感じたりする場合等、パニックになるケースもあります。教員側でも冷静な対応が求められますが、お困りの際は、いつでも学生相談組織にご相談ください。

６）　精神障害のある学生への配慮

精神障害のある学生に対して、これまでは一般的に保健・健康管理という枠組みの中で支援を行ってきた経過があります。このような学生に対しては投薬等、精神科医による治療が行われますが実際、大学生活の中では修学に関することをはじめ様々な困難が生じるため、その内容に応じた支援が必要になってきます。一口に精神障害と言ってもその内容は幅広く，症状やその程度も人によって異なります。したがって、まずは個々の状況や問題を丁寧に把握することが重要と言えるでしょう。

定期的な通院をしている方がほとんどであるため、特定の授業が欠席になりやすい場合があります。その際には欠席扱いとならないよう、代替えの課題等を準備するといった配慮が考えられます。

集団を前に発表することが、高い不安や緊張のために困難な場合があります。またそれ以外の場面を含め、何らかの心理的な影響を受けて、（一時的な）身体的不調が生じるという場合もあります。たとえば評価の基準を変えない範囲で発表の仕方を工夫する、座席の位置や一時退席などに配慮するといった対応が考えられます。

病状の不安定さにより定期試験が受けられなかった場合、再試験あるいは他の方法による評価を行うといった配慮が考えられます。この他、医務室や外部医療機関との連携が必要になるケースもあります。様々な配慮や対応があると思われますので、お困りのことがあれば学生相談組織にご相談ください。

学生相談組織
（フローチャート）

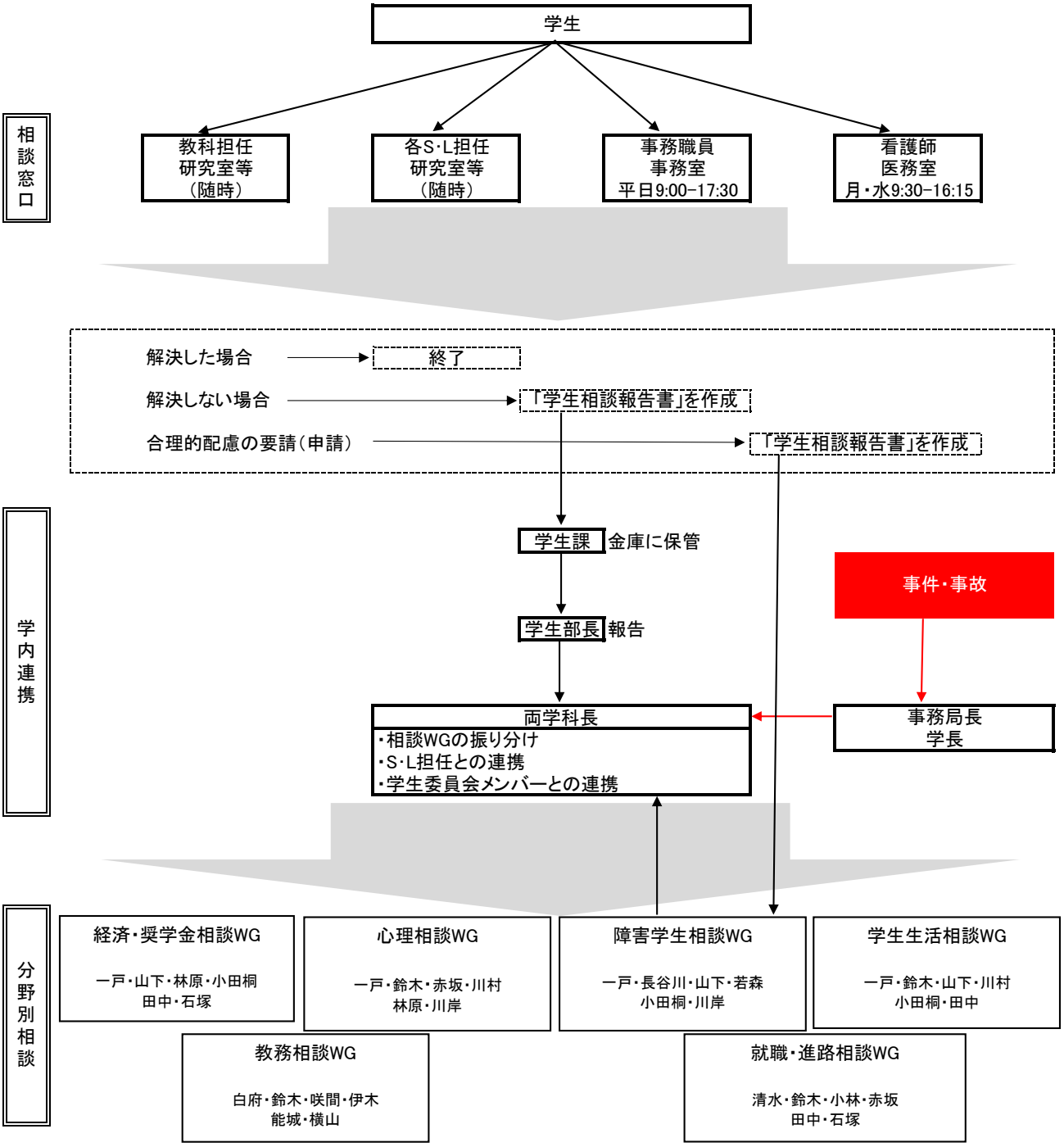

※情報共有する際に可能なかぎり、相談者である学生の了承をとってください。